

青森県最低賃金改定のお知らせ

青森県最低賃金が改定されます。金額などは次のとおりです。

時間額 793円（令和2年10月3日から）

- 改定前の青森県最低賃金（790円）から3円の引上げとなります。
- 青森県最低賃金は青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
- 業務改善助成金などの活用や賃金の引上げについては、青森働き方改革推進支援センター（電話：0800-800-1830）にご相談ください。
- 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

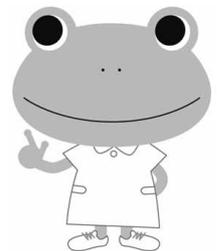
(<https://jsite.mhiw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

【お問合せ】 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県看護協会ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員がハローワークむつに出向いて、看護職のみなさんのお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

- 開催日：令和2年10月14日(水)、11月11日(水)、12月9日(水)、令和3年1月13日(水)、2月10日(水)、3月10日(水)
- 時間：午後1時から午後4時まで随時受付
- 場所：ハローワークむつ



* 青森県ナースセンター(青森市)では平日午前9時から午後4時まで、来所・電話・メール等で随時相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

【お問合せ】 公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター
☎017-723-4580
メールアドレス：aomori@nurse-center.net

陸海空自衛隊 自衛官候補生募集中

- 応募資格：18歳以上33歳未満の者
※細部については次の事務所にお問合せください。
- 受付：年間を通して実施しております。

青森地本 検索
ホームページ

<http://www.mod.go.jp/pco/aomori/>



【お問合せ】 自衛隊青森地方協力本部 むつ地域事務局
☎0175-22-7484